

枚方市条例第 39 号

枚方市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則 [平成30年10月1日公布]

この条例は、公布の日から施行する。